

沖合漁業における漁業労働関係の実態

キーワード：漁村の構造，漁業労働関係，歩合制賃金

三 辺 夏 雄

〔要 旨〕

本稿は、愛知県知多郡南知多町師崎と千葉県銚子市における漁業労働賃金に関する実態調査報告である。

一般に、漁業労働賃金は、“歩合制”と呼ばれる出来高払賃金の一変型によって支払われるところにその特色があるのだが、その態様は、漁業経営体の規模、漁業種類、地域等によって様々なものがある。しかし、いずれにせよ、それは、不漁の時はその損失を船員の負担に帰することによって、ある場合には賃金を支払わないこととする賃金制度である。したがって、歩合制賃金は、船員の生活を著しく不安定にするものとして、従来から種々の論議をまき起こしていた。それにも拘わらず、歩合制賃金そのものは、我々の調査した両地域では、相変わらず根強く存続しているのである。特に師崎においては、船主が歩合制と共に固定給制度を導入することによって——固定給制度の導入は、漁業労働関係を“近代化”するものとして研究者や行政庁から推奨されている——かえって漁業労働関係に村落共同体的家父長制をもちこんでいる。また、銚子市では、歩合制の存続を船員側が希望し、船主側はむしろ固定給制へと移行しようとする動きも見られるのである。このような事実は、歩合制賃金の問題について、特に漁業という特殊の産業との関連で、さらに根本的な再検討を迫るものである、といえよう。

1. はじめに
2. 漁業労働関係における賃金制度の特質
 - 2.1 序説
 - 2.2 師崎，銚子市における歩合制賃金
 - 2.2.1 師崎
 - 2.2.2 銚子市
- 2.3 歩合制賃金の諸問題
 - 2.3.1 歩合制と船頭制
 - 2.3.2 大仲経費
 - 2.3.3 歩合制と共同経営幻想
3. おわりに

1. はじめに

我々は、1976年8月および1977年8月に、愛知県知多郡南知多町師崎（以下、師崎と略す）と千葉県銚子市（以下、銚子市と略す）とにおいて、この両地域での漁業労働関係について若干の実態調査を行う機会をもった¹⁾。その調査

結果については、「漁業労働関係と漁村の構造」（内部資料 No. 7802，昭和54年1月15日）で簡単に報告しておいたが、私は——勿論、その全責任は私にあるのだが——、両地域における調査それ自体についても、したがって当然その報告内容についても、かなりの不満足感、不徹底感を抱かざるを得ないでいた²⁾³⁾。したがっ

て、本来ならば、私はこの両地域で再調査を行い、改めて報告書を書き直すべき義務があるのだが、私には今その余裕はない。そこで、本稿では、先の報告書の主題であった漁村の構造の問題⁴⁾は一まず考察の対象からはずし、この両地域での漁業労働の賃金形態、特に歩合制賃金の問題について若干詳細な実態分析を行い、漁業労働関係の特殊性を明らかにすることとす

る。ただ、既に記したように、これは、その問題についての再調査にもとづくものではないから、先に行った報告に幾分かの補足を加えるものにしかすぎない。そこで、本稿はこれを足掛りとして、来るべき再調査のための準備作業を行おうとするものであることを予めお断わりしておく。

なお、本稿が考察対象とする漁業労働関係

- 1) 本調査は、双方とも一橋大学社会学部・依光助教授と同氏のゼミナールに所属する学生諸君十数名と共に行なわれたものである。しかし、両地域での実態調査の主題は、師崎では「都市化に伴う漁村の変動」であり、銚子市でのそれは「銚子市における漁業労働の実態調査——旋網・漁業沖合底曳網漁業について——」であって、漁業労働関係についての調査は副次的なものであった。すなわち、師崎での調査目的は、全国的な都市化・工業化の進展の中で「沿岸漁業の経営や沿岸漁民の生活は、どのように変化しどのように対応しているか」(依光正哲「沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識」(2)一橋大学研究年報『社会学研究』16)を分析し、あるいは「経済学的視点から、漁業労働力の他産業への流出、漁業に対する需要側の諸条件の変化、工業開発に伴う漁場の縮小、漁場環境の悪化などが、沿岸漁業の経営や就業構造にどのような影響を及ぼしているか」(熊倉修・朝倉タツ子「沿岸漁業の構造変化」電力中央研究所報告 No. 577006 熊倉執筆部分)を究明しようとしたものであり、銚子においては「中小漁業における漁業労働の実態を、漁村生産活動・労働関係・賃金などに焦点をあてて明らかに……(し、また)……中小漁業のかかえている問題点を漁業労働者の側からとらえ」(一橋大学社会学部依光ゼミナール編「銚子市における漁業労働の実態調査報告書——旋網漁業・沖合底曳網漁業について——」『序文』依光正哲執筆部分)ようとしたのである。なお、これら実態調査の概要については、本注に掲げた報告書の他、依光正哲「漁村の経済構造に関する一考察——愛知県知多郡南知多町師崎地区を素材として——」一橋大学研究年報『社会学研究』15、同「沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識——愛知県知多郡南知多町師崎における調査結果の報告」(1)一橋大学研究年報『人文科学研究』17、一橋大学社会学部依光ゼミナール編「漁村の社会・経済状態に関する調査報告書——愛知県知多郡南知多町師崎——」を参照されたい。
- 2) 私は本調査において、ある漁村の構造(これについては注4参照)を、そこで行われている漁業労働関係の分析を通して明らかにしようとしたのだが、この両者の相互規定関係を明らかにするためには、当然に、漁業労働関係の実態調査と共に、その漁業が行われている当該漁村の構造の一般的特質に関する調査が行わなければならない筈である。しかし、本調査ではその点については殆ど触れる余裕がなかったのみならず、さらには、漁業労働関係の調査自体についても、一方の当事者である漁業資本の性格の調査が不十分であった。
- 3) 例えば私は、先の報告書の序論において、漁業労働関係と漁村の構造との相互関係は、結局その漁村での漁業

権の所有・利用関係によって媒介される、というが如き把握をしているのであるが、その論旨は粗雑にすぎるし、さらに、今ではこの考え自体に根本的な誤りがあるのではないかと考えるに至った。たしかに、漁業権制度は、漁村の構造を規定する最も重要な機能を果たすものであり(潮見俊隆「漁村の構造」)、また、ある時代には漁業労働力を確保し、さらに、その漁業労働力に対して経済外的強制による身分的諸関係を維持する機能も果たしてきた。そして、漁業資本の側はこれらの関係を船頭制によって維持し利用してきたのも事実である。しかし、それは、あくまでも当該漁業労働力の性格づけの問題であって、漁業資本の成立と漁業権制度とは直接には無関係な場合が多いのである(志村賢男「日本漁業の資本蓄積」)。したがって、漁業権制度は、漁業労働関係と漁村の構造とを媒介するものとしては間接的なものにとどまらざるを得ない。そして、私は、現在では、この両者を媒介するものは、漁業協同組合——すなわち、漁業権の享有主体としての漁協の側面ではなく、経済団体としての漁協の側面(漁協における両側面の併存については、武井正臣「漁業法制度と漁業紛争」『農業法研究』10・11・12合併号)——もしくは業種別漁協ではないかと考えている(なお、近藤康男「漁業経済概論」pp. 151~158)。

- 4) 私が「漁村の構造」というのは、法社会学上の概念としてのそれを指している。すなわち、第一に「漁村」とは明確な概念があるわけではなく極めて大雑把に「漁民が多数居住する集落」という程度のものであるが(小林三衛「漁業と漁村における法現象」黒木三郎編『現代法社会学講義』p. 283)、第二にこの集落——「村」とは、①各々の集落がそれぞれに固有の規範をもち、②その規範を定めるための固有の機関——いわば立法機関——をもち、③その規範を執行するための固有の執行機関——いわば行政機関——をもち、④この規範に違反する者に対する固有のサンクションのメカニズムをもつような、すなわち、以上の「四点について一定の秩序を維持するためのしくみをもった伝統的地域集団」(渡辺洋三「村落と国家法」『入会と法』pp. 161~8)のことを指している。したがって、ここでいう「漁村」とは、“以上の四点について一定の秩序を維持するための仕組みをもつ、漁民による伝統的地域集団”と定義づけることができよう。そして、最後に、本稿における「漁村の構造」とは以上のような「漁民による伝統的地域集団の構造」、すなわち、この集団内部における秩序——村落支配——を維持する「仕組み」がどのようなものであるか、という意味で用いられている(千葉正士「法社会学と村落構造論」p. 69 参照)。

は、第一に、漁業種類別にみれば「沖合漁業」⁵⁾におけるものであり、「沿岸漁業」⁶⁾および「遠洋漁業」⁷⁾での労働関係についてはない。第二に、これを漁業経営体階層別にみると、それは「中小漁業層」⁸⁾における労働関係であって、「沿岸漁業層」⁹⁾および「大規模漁業層」¹⁰⁾での漁業労働関係は対象外である。そして、沖合漁業については、一般に、「資本の進出も可能で、その場合、漁民は労働者として位置づけられる」¹¹⁾から、本稿での漁業労働関係とは、沖合漁業を営む中小漁業層での資本と労働との関係、ということになる。

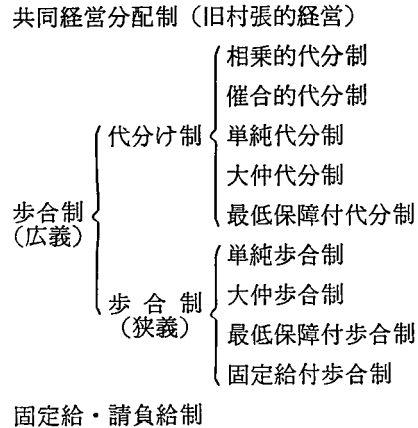
ところで、銚子市においては、漁業労働協約は、個々の漁撈体での船主と労働組合との間で締結されるのではなく、船主の団体である業種別漁業協同組合と、その業種で働く全船員の労働組合である業種別労働組合（個々の漁撈体での労働組合の連合体ではない）との間で締結されていることに注意が必要である。

2. 漁業労働関係における賃金制度 の特質

2.1 序説

漁業において賃金は、一般に歩合制を基本として支払われることが多い。歩合制による賃金とは、簡単には、漁獲水揚金額を基準としてこれを船主と船員とが一定の比率で配分するという出来高払賃金の一変型たる賃金制度¹²⁾、といえることができるが、その形態には、業種によりもしくは地域により、さらには経営階層によっても様々なバラエティーがある。現在、農林水産省は、漁業賃金を「全額固定給」制と歩合制とに分け、後者を「固定給と歩合給の併用」制および「最低保障付歩合給」制との二種に分けて把握しているが¹³⁾、他方、漁業経済学者は、

歩合制賃金形態を漁業経済史の観点から「代分け制」と「歩合制」とに大別し、さらにこれを次のように分類している¹⁴⁾。



- 5) 沖合漁業とは「一般には、沿岸漁場と遠洋漁場以外の漁場で行われる漁業をいうが、必ずしも明確な漁業があるわけではない。統計調査においては、以下に述べる遠洋漁業を除く 10 トン以上の動力船による漁業をいう。ただし、定置網漁業、地びき網漁業を除く」ものとされている（農林省農林経済局統計情報部「農林水産統計用語集——定義と説明」）。
- 6) 「一般には、我が国の陸岸から日帰り操業ができる範囲内の、比較的沿岸付近の漁場で行われる漁業をいい、統計調査においては 10 トン未満の動力船、無動力船、若しくは漁船を使用しないで行う漁業及び定置網漁業地びき網漁業をいう」（同上）。
- 7) 「一般には、我が国の陸岸から遠く離れ、数日から数十日以上（あるいは年余）にわたって漁場に出漁して操業する漁業をいう。統計調査においては、母船式底びき網等漁業、遠洋底びき網漁業（北方トロール、北転船、南方トロール、えびトロール）、以西底びき網漁業（トロール、底びき網）、母船式さけ・ます漁業、母船式かに漁業、北太平洋ずわいがに等漁業、北洋はえなわ刺し網漁業、遠洋かつお 1 本釣り漁業、母船式まぐろはえなわ漁業、遠洋まぐろはえなわ漁業、白ちよう貝等採取業をいう。なお、南氷洋母船式捕鯨業も一般にいう遠洋漁業であるが、捕獲頭数のみの表示で重量換算を行っていないことなどから、捕鯨業として別掲している」（同上）。
- 8)~10) 「沿岸漁業層とは、漁業非使用、無動力、動力 10 トン未満、定置網、地びき網、海面養殖の各階層を総称したものである。
中小漁業層とは、動力 10 トン以上 1,000 トン未満の各層を総称したものである。
大規模漁業層とは、動力 1,000 トン以上階層をいう」（同上）。
- 11) 小林三衛・前掲 p. 283。
- 12) 近藤康男編『日本漁業の経済構造』p. 184
- 13) 例えば、農林水産省統計情報部「昭和 52 年度・漁業労働賃金調査報告」
- 14) 平沢豊「歩合制と半封建制について——船頭制度との関係——」『漁業経済研究』4-1, p. 7

すなわち、広義の歩合制賃金は、代分け制と狭義の歩合制とに分けられる。代分け制とは、人間の一人当たりの労働力を計算の基準として、一般乗組員を一代とし、漁撈長、船長等の幹部船員の代をこれに準じて定め（船員代）、次いで、このアナロジーを漁船・漁具に適用してそれぞれの船代、漁具代を定め、この三個を合計して漁獲水揚金額を割り、それぞれの生産財の提供者間でその持代に応じて配分を行う方法である。これに対して、歩合制とは、水揚金額を船主と船員とで一定の比率で直接に配分し、船員に配分された金額を船員各々の代（歩）に応じて再配分する、という方法である¹⁵⁾。

そして、代分け制は、漁船、漁具の評価が人力と比較できた漁業の未発達な段階ではそれなりに有効であったが、漁業が発達し、漁船・漁具の評価を人力との評価によって決するということが不可能、ナンセンスとなると、代の評価づけをめぐって船主・船員間のトラブルが絶えなくなるようになる。かくて、代分け制は、資本対労働という形が、より直截簡明に現われる歩合賃金へ移行するのである。そして、歩合制は、当初は単純歩合制がとられていたが、漁業に対する諸航海経費が大きくなるにつれ、船主がこれを水揚金額から差引き、その残与を配分する方法がとられるに至った（大仲歩合制）。つまり、船主は大仲経費を差し引くことによって経費の節約を船員に強制し、航海経費を確保することができるわけである。しかし、大仲制では、航海経費の先取りによって船員の賃金は水揚金額以上に変動し、水揚金額が少ない場合には、船員の利益配当分が出なくなることもあることになる。つまり、船員は大仲歩合制によって極端に不安定な状態に追い込まれるのである。ここに、生活安定のために、最低保障給も

しくは固定給制の要求がでてくる。

つまり、広義の歩合制は、歴史的・類型的には、部落共同体による総有的共同経営の中に、労使の関係——階層分化——が現われるに至って代分け制がとられ、次いで資本関係が明瞭となり階級関係が明確になるに従って狭義の歩合制へと移行するのである。先の図の矢印はこれを示している¹⁷⁾。しかし、いずれにせよ、歩合制賃金とは、不漁のときは船員にその損失を帰せしめることによって賃金を支払わない制度であることに変わりはない。

ところで、船員法は、「船員の報酬が歩合によって支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下ってはならない」（第58条第1項）として船

15) 平沢豊「日本水産読本」p. 132

16) 平沢・同上、なお、後述。

17) 例えば銚子労政事務所「働く銚子」労働資料・昭和34年版によると、当時の銚子市における歩合制の実態は次の通りである。

① いわし旋網漁業
(銚子地区)

1. 総漁獲高(現物)－現物給与＝総水揚高
2. 総水揚高－{市場(水揚)手数料＋魚採用フィルム代＋船員保険料＋水代}＝手取水揚金
3. 手取水揚金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{船主} \cdots 63\% - \text{航海経費} \\ \text{船員} \cdots 37\% \end{array} \right.$

(外川地区)

1. 総漁獲量－現物給与＝総水揚高
2. 総水揚高－{市場手数料＋宿口銭＋食料(主食)＋薪炭＋魚採用フィルム＋交通費}＝手取水揚金
3. 手取水揚金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{船主} \cdots \begin{matrix} (58\%, 55\%) \\ (\text{冬暇}) (\text{夏暇}) \end{matrix} - \text{航海経費} \\ \text{船員} \cdots \begin{matrix} (42\%, 45\%) \\ (\text{冬暇}) (\text{夏暇}) \end{matrix} \end{array} \right.$

(注) 航海経費…航海及び漁撈作業中に消費した燃料、食料、ウェス。

② 機船底曳網漁業

1. 総水揚量－現物給与＝総水揚高
2. 総水揚高－航海手当－(市場手数料＋漁具損耗料)－航海経費＝手取水揚金
3. 手取水揚金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{船主} \cdots 60\% \\ \text{船員} \cdots 40\% \end{array} \right.$

(注) 航海経費…燃料(重油、モービル、マジン油、軽油)、食料、水代、電球、ウェス、魚採用経費。

このように、この時期における銚子では、旋網漁業にあっては単純歩合制が、機船底曳網漁業では大仲歩合制がとられていたわけである。そして、この実態は、後に述べる通り、現在でも基本的には変りはない。

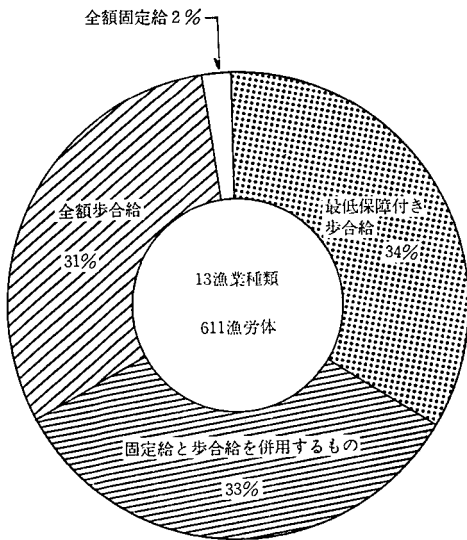
S.52 年度 年度主な漁業種類別賃金の支払形態

単位 { 漁労体数：漁労体
構成比：% }

漁業種類	漁労体規模	賃金の支払形態別漁労体数				構成比			
		計	全額固定給	固定給と歩合給	最低保障付歩合給	計	全額固定給	固定給と歩合給	最低保障付歩合給
遠洋底びき網(北転船)	200~500T	20	—	19	1	100	—	95	5
以西底びき網	100~200	25	—	6	19	100	—	24	76
沖合底びき網1 とうびき	50~100	37	—	16	21	100	—	43	57
2 とうびき	50~100	19	—	1	18	100	—	5	95
あぐり網 1 とうまき	50~100	16	1	10	5	100	6	63	31
2 とうまき	10~30	13	—	8	5	100	—	62	38
さんま棒受け網	50~100	34	—	24	10	100	—	71	29
かつお一本釣り	50~100	30	—	2	28	100	—	7	93
さばはね釣り	30~50	3	—	—	3	100	—	—	100
いか釣り	50~100	64	—	22	42	100	—	34	66
まぐろはえなわ	200~500	59	—	56	3	100	—	95	5
大型定置網	—	46	6	29	11	100	13	63	24

(昭和52年度、漁業労働賃金調査報告書)

昭和42年度賃金支払形態



(昭和42年度、漁業労働賃金調査報告)

賃金の構成割合(一般乗組員)

単位：%

年次	計	固定給	歩合給	その他
昭. 47	100.0	21.0	75.0	4.0
48	100.0	20.0	75.0	5.0
49	100.0	23.0	72.7	4.3
50	100.0	21.5	73.8	4.7
51	100.0	20.4	75.5	4.1

(ポケット農林水産統計 1978)

員の生活の安定を図っている。さらに、運輸省海運局は、漁船における賃金体系を、①全歩合制は、固定給+奨励金制に改めること、②固定給部分は、平均報酬月額 of 6割程度の金額に引き上げること、を指導している(昭和41年9月、員基第563、最終改正昭和50年9月、員基第111号)。ところが、歩合制賃金に関する全国的な実態は左掲図および上掲表の通りである。

かように、昭和42年度から同52年度までの10年間に「固定給と歩合給」併用制をとるものは35%から50%へ、「最低保障付歩合給」制をとるものが34%から48%へと増加している(但し、この比較は一応の目安にしすぎない)。しかし、その賃金の構成割合を一般船員についてみると、次の通り歩合給部分の占める割合は未だ圧倒的に高いのである。

2.2 師崎、銚子市における歩合制賃金

2.2.1 師崎

我々が師崎で調査対象とした漁業のうち、本稿では、会社経営によるパッチ網漁業(船曳網漁業)一漁撈体について考察する。但し、会社

経営とはいっても、その実質は個人経営体と殆ど変わりはない。

ここでの賃金形態は、一応、固定給付歩合制賃金に分類される。しかし、前出の図・表のように、我国の漁業労働賃金の構成割合において、固定給部分の占める割合は非常に低いのに対して、師崎では固定給部分が占める割合が著しく高いのが特長的であるのみならず、後に見るように、歩合給の支払い方法についても独特の方法を採用していることから、これを簡単に固定給付歩合制と分類できるかは大いに疑問な点が多い。

固定給は、船員の乗船の有無に拘わらず、独身者には月額8万円、妻帯者には10万円を基準として、これに各船員の職階に応じた次の率を乗じたものが支給される。

漁撈長	1.3
船長	1.2
機関長	1.15
炊事係	1.05

つまり、妻帯者の一般船員には10万円が、逆に、独身の漁撈長には10万3千円が支給されるわけである。そして、固定給は、月3回に分割されて、銀行振込みの形で支給される。この場合、注目すべきは、船員の毎月の賃金は、この固定給が支給されるだけである、ということである。

歩合給は次のように算出される。

- (1) 総水揚金 - {保険金 + 退職積立金 + 賞与積立金 + 冠婚葬祭費 + 航海経費 (油代 + 氷代 + 食料費)} = 手取水揚金
- (2) 手取水揚金 $\begin{cases} \text{船主} \cdots 50\% \\ \text{船員} \cdots 50\% \end{cases}$

このように、歩合制に関しては、大件制がとられている。そして、船員各自への歩合金は、

月末毎の船員手取水揚金を、全船員数(代)プラス漁船・漁具代を加えた合計代で除したものが各職階に応じて支給される。職階ごとの歩取りの割合は、固定給の場合と同様である。この場合、漁船・漁具代は幹部代として積立にまわされ、幹部船員への盆、正月毎のボーナスの財源とされる。したがって、幹部船員に対する賞与も、つきつめれば船員の負担で支払われるのであって、船主が自分の取分から支払うのではない。

歩合の計算から、出漁日に参加しなかった船員の取分は、当然当該出漁日の配当計算からは除外される。しかし、これによって漁に参加した船員の取分が増加するのではないことが注目される。すなわち、かような場合でも、配当計算は一応全員出漁した場合と同様に計算され、不参加船員の配当金は“はずれ”または“不参加金”と称して積立てられ、一定期毎に全船員に平等に配分されるのである¹⁸⁾。

ところで、船員に対する歩合賃金は、毎月毎に支給されるのではない。先に述べたように、船員各自へ支給されるのは固定給部分だけであって、歩合部分はその全額が年7歩の利息で船主に2年間預け入れられるのである。つまり、船員の側からみれば、歩合部分の賃金は自動的に定期預金にまわされたことになる。そして、その利息部分は毎年暮に支払われるのであるが、しかし、それは船主から各船員家庭の主

18) ここで、ある月の賃金の具体的な計算例を示しておく
と次の通りである。

- (1) $15,855,912(\text{総水揚高}) - 2,352,623(\text{経費}) = 13,503,289(\text{手取水揚高})$
- (2) $13,503,289 \div 2(\text{船主} + \text{船員}) = 6,751,644(\text{配当金})$
- (3) $6,751,644 \div (33\text{代} + 5\text{代}) = 177,674(\text{一人当手取配当金})$
- (4) $177,674 \times 5(\text{漁船} \cdot \text{漁具代}) = 888,370(\text{幹部特別配当金})$

そして、一人当手取配当金(3)のうち固定給部分が船員には支給されるわけである。

婦等への慰労金という形で渡される。そして、船員が臨時の支出を余儀なくされる場合には、船主が無利子で歩合給の積立計算とは別に貸付け、その返済は“生涯払い”であり、預金と相殺されるのではない、とされている。

船員へは、固定給、歩合給の他にも 10 日毎に各自に 4,000 円が“モライ”(小使い)として支給されるが、これも大仲経費とされているため、船主の負担とはならない。また、臨時の漁獲高を船主が買い上げる“魚代”が随時支払われることもある。なお、毎年 12 月～2 月の 3 ヶ月間は休漁期であるが、この間に出漁してもその収入は全て船主に帰し歩合配当は行われない。この期間、船員に対して固定給部分が支払われるだけである。

ところで、この漁撈体では固定給制度がとられているのだが、それはその創業以来のものである。この船主は、それまで師崎で水産加工業を行っていたのだが、不況、不漁のためにパッチ網漁業が次々に倒産し、このために原料の確保等のために自ら漁業に進出したという経緯があった。そして、この時期には、それまでの歩合制賃金のままでは到底労働力の確保がおぼつかず、固定給制によってしか労働力を確保する途はなかったのである。したがって、ここでの固定給制は、歩合制における最低保障給ではなく、その当初から、それとは体系的に異なり豊凶漁にかかわらず支払われる、まさに固定給制として評価されるべきものである。休漁期間中に出漁の場合に船員に歩合配当が行われないのもこのためである。また、歩合部分の支払い形態についてもそうである。その支払形態を見れば、ここでの歩合給は船員に対する一種の奨励金的な性質をもつとも受け取ることができよう。そして、もしそうならば、この漁撈体

における賃金形態は一つの固定給プラス生産奨励金制として評価することができるのである。この漁撈体の船員等も「自分はサラリーマン」とか「(息子は)月給生活者」(長男、孫が船員)といっているのもこのことを裏づける一要素となろう。

ところで、私は今、ここでの賃金形態を、固定給、奨励金制と位置づけようとした。そしてそれがもし正しいのならば、それは先に紹介した運輸省海運局の行政指導の方針とも合致するものであり、また、一般的にも漁業労働関係を近代化するものとして歓迎されているものである。すなわち、「固定給付歩合制の獲得は実質的賃金の引上げを伴うが最低保証の場合には、最低生活の確保ということが目的とな¹⁹⁾り、「最低保証が新たにつけられても、従来の歩合の配分比は殆どかわらない。固定給の場合は、新しい固定給がつくと、歩合の比率は固定給の額に応じて下げられるのが常である。故に、固定給は歩合制の段階にいたって始めて、歩合制の作用範囲は制限されはじめる²⁰⁾」のである。

しかし、私には、ここでの賃金形態の実質を見ると、果たしてここでの漁業労働関係が市民社会における資本対労働という形で近代化されていると評価し得るかどうかについては、なお一層の検討を要するもののように思われる。その第一は、いまでもなく大仲経費の問題であるが、これは、銚子の問題と共に最後に述べる。第二に、通常は船主の取り分から支払われるべき幹部職員へ手当てが、ここでは、漁船・漁具代という形を通して船員配当分の中に組み込まれ、実質的には船員の負担となっているということである。漁船・漁具代を存続させてい

19) 平沢豊・前掲論文 p. 13.

20) 同上, p. 15.

るということ自体の当否は別としても、既に述べたように、歩合制(狭義)の発生は、漁船等の評価について人間労働力のアナロジーを許さなくなったという状況の変化によるものである。漁船・漁具代の存在自体が、ここでの固定給制について、近代化という面からの評価においては若干のためらいを感じさせるのである。また、歩合給部分の預け入れ制について言えば、これは船主が船員の教育のために採用したものであるが(船主からの聞き取り)——それは賢明な措置ともいえるが——、このような教育的機能を船主が果たしていること、及びその利子の支払を船主自らが直接に家庭の主婦等に

手渡すこと等の事実を見ると、ここでの船主は一種の家父長的役割を期待され、また果たしているのではないかと考えられるのである。ちなみに、下掲表のように、この漁撈体の従業員は全て地縁・血縁で結ばれている。

2.2.2 銚子市

銚子市における調査は、沖合底曳網漁業および旋網漁業について行われた。旋網漁業は、銚子地区と外川地区とでその労働関係に若干の相違がある。したがって、旋網漁業については、銚子地区と外川地区とに分けて報告することとする。なお、銚子市の漁業の全体像については既に多くの調査報告が発表されており、ご

パッチ網雇傭形態

No.	年齢	職業	勤続年数	船主との関係	他の船員との関係	雇傭態様	期間	備考
1	50歳	漁撈長	20年	イトコ		常備	通年	
2	45	"	"	ナシ		"	"	
3	63	"	17	イトコ		"	"	前新興漁業専務
4	40	船長	20	ナシ	No.1のイトコ	"	"	
5	40	"	12	"		"	"	
6	33	"	18	"		"	"	Y氏とは親子同様
7	25	"	10	イトコの子	No.3の子	"	"	
8	23	"	8	次男		"	"	
9	53	"	13	ナシ		"	"	
10	44	"	20	"		"	"	
11	40	"	"	オイ		"	"	Y氏自家アトトリ
12	27	"	12	オイ		"	"	
13	25	機関長	10	長男		"	"	
14	23	"	8	ナシ		"	"	
15	23	"	8	ムコ		"	"	
16	27	"	10	ナシ		"	"	
17	56	炊事係	20	イトコ		"	"	旧大同漁業乗組員
18	66	"	"	ナシ		"	"	
19	50	"	"	"		"	"	
20	55	"	"	イトコ		"	"	
21	55	乗組員	5	"		"	"	
22	20	"	"	イトコの子	No.21の子	"	"	
23	23	"	8	"		"	"	
24	18	"	3	ナシ		"	"	
25	18	"	"	"		"	"	
26	18	"	"	イトコの子	No.3の子	"	"	
27	17	"	2	ナシ		"	"	
28	61	"	20	イトコ		"	"	
29	20	"	5	ナシ		"	"	
30	18	"	3	三男		"	"	
31	17	"	2	イトコの子		"	"	

く最近でも昭和 51 年には水産庁漁政部がここの賃金制度について調査を実施している（水産庁漁政部企画課「昭和 51 年・度漁業における賃金制度に関する調査研究（1）」——昭和 52 年 4 月）。したがって、本稿はこれらのものにあらずらに屋上屋を重ねるおそれがないでもないが、あくまでも私の今後の研究の踏台とする意味で、これらの資料も参酌しつつ、私なりの問題意識から問題点を抽出していくものとする。

イ) 沖合底曳網漁業（沖底）

沖底における賃金形態は、最低保障付歩合制である。

歩合給の計算および最低保障総額については、船主の団体である「千葉県機船底曳網漁業協同組合」と「銚子漁船々員組合」（約 200 名、ユニオンショップ協定による）との労働協約によって定められる（協約第 48 条 4 項、第 50 条）。それは次の通りである。

- (1) 総水揚高一魚市場手数料又は宿手数料
= 雑水揚高
- (2) 雑水揚高 × 0.225 = 航海手当引当金
船主……12.5%
船員……10.0% (*)
- (3) 雑水揚高一航海手当引当金 = 粗水揚高
- (4) 粗水揚高一航海諸経費（大仲経費） = 手取水揚高 (**)
- (5) 手取水揚高 $\begin{cases} \text{船主} \dots 60\% \\ \text{船員} \dots 40\% \end{cases}$

* 但し、6 名以下の欠員出航の場合には、船員取分は 12% とされる（協約第 48 条 4 項 3 号）。
** 航海諸経費は、次のものである。
燃料油関係費、食料費（折り返しの時の積込み品代）、氷代、鮮探記録紙代、船員厚生費（協約同条同項 6 号）。

次に、船員の歩合取分は次表に従って配分される。

沖底の歩合賃金配当表

職 掌	板 曳		沖 曳	
	配当持代	手 当	配当持代	手 当
船 長・漁撈長	1.6	0.5	1.9	0.2
漁 撈 長	1.5	0.5	1.8	0.2
機 関 長	1.3	20,000	1.4	20,000
船 長・局 長	1.2	20,000	1.2	20,000
操 舵 手	—	—	1.2	—
船 長	1.1	15,000	1.1	15,000
局 長	1.1	15,000	1.1	15,000
補 機	1.1	7,500	1.1	7,500
甲 板 員	1.0	—	1.0	—
見習船員	水 高 卒		0.9	
	乗船 2 年目		1.0	
	中 卒		0.8	
	乗船 2 年目		1.0	

このように、船員の賃金は各自の職階に応じて支払われるのであるが、ここでは幹部船員に対して、船員取分の歩合の他、船主負担の手当が上掲表の手当欄にみられるように支給される。これをここでは「五分金」と称している。つまり、船長・漁撈長および漁撈長については、本来の持代に加えて「幹部代」たる 0.5（五分）が支給されることからこの名称がついたのだが、これ以外の幹部船員に対しても一定金額が漁獲の豊凶に関係なく支給される。元来、船主負担の幹部代等は、船主が特に目をかけた船員、幹部船員に対して支給されるものであるが、ここでは幹部船員へのそれは制度上保障されているわけである。したがって、この意味で、幹部手当はある意味で固定給化しているものとも評価されよう。一般船員についても、船主が特に目をかけたものにはかような賃金が支払われることもある、といわれているがその実態は不明である。

歩合による賃金が一定額に充たない場合には、次表による最低保障給が支給される。

また、これに反し、年間水揚金額が一定額以

沖底での最低保障給職階別支給表

職 掌	保障給		手当		摘 要
	保障給	手当	保障給	手当	
船長・漁撈長	96,000	0.5	96,000	0.2	オヤジ
漁 撈 長	90,000	0.5	90,000	0.2	
機 関 長	78,000	20,000	78,000	20,000	
船 長・局 長	72,000	20,000	72,000	20,000	
操 舵 手	—	—	72,000	—	
船 長	66,000	15,000	66,000	15,000	
局 長	66,000	15,000	66,000	15,000	
補 機	66,000	7,500	66,000	7,500	
甲 板 員	60,000	—	60,000	—	
見習船員	水高卒	54,000		+航海手当	
	乗船2年目	60,000		"	
	中 2	48,000		+航海手当	
	乗船卒年目	60,000		+航海手当	

上に達すると、年間就業率が 80% 以上の者に対しては次表の通り生産奨励金が支給される。

なお、歩合等の会計精算は毎月末に行われ、

生産奨励給表

水揚金額	奨励金 円	水揚金額	奨励金 円	水揚金額	奨励金 円
以下		円		円	
2,949万円	10,000	4,800	78,000	6,700	143,000
3,000 "	24,000	4,900	81,000	6,800	146,000
3,100 "	27,000	5,000	92,000	6,900	149,000
3,200 "	30,000	5,100	95,000	7,000	152,000
3,300 "	33,000	5,200	98,000	7,100	155,000
3,400 "	36,000	5,300	101,000	7,200	158,000
3,500 "	39,000	5,400	104,000	7,300	161,000
3,600 "	42,000	5,500	107,000	7,400	164,000
3,700 "	45,000	5,600	110,000	7,500	167,000
3,800 "	48,000	5,700	113,000	7,600	170,000
3,900 "	51,000	5,800	116,000	7,700	173,000
4,000 "	54,000	5,900	119,000	7,800	176,000
4,100 "	57,000	6,000	122,000	7,900	179,000
4,200 "	60,000	6,100	125,000	8,000	182,000
4,300 "	63,000	6,200	128,000	8,100	185,000
4,400 "	66,000	6,300	131,000	8,020	188,000
4,500 "	69,000	6,400	134,000	8,300	191,000
4,600 "	72,000	6,500	137,000	8,400	194,000
4,700 "	75,000	6,600	140,000	8,500	197,000

条 件

- (1) 年間水揚 3,000 万円以下の場合には一律 10,000 円を給す
- (2) 100 万円単位は四捨五入とす
- (3) 年間稼働 80% 以上者に給す、但し公傷休船及び冠婚葬祭のための休船者は稼働者と見なす
- (4) 最低保障月の水名は除くものとす

その精算には、正確を期するために必ず船長、漁撈長および船内委員会から選ばれた会計係一名以上が立会う（協約第 48 条 3 項）。

以上の、歩合賃金、生産奨励金及び最低保障給が、沖底における賃金の基本的部分を成すものである。しかし、沖底では、これらの他にも、以下のような各種の報酬が船員に支給される。

1) 仕度金

仕度金は、乗船準備金として各契約期毎に船員に手渡されるものであるが、船員が漁期終了時まで乗船すればそのまま報酬とされ、精算の必要はない。

2) 航海手当

前述の歩合算式(2)のように、原則として、雑水揚高の 10% が航海手当として船員に支給される。航海手当は、職階の別なく全員に平等に均等割で配分される。航海手当は、毎航海ごとの帰宅時に配分される。

3) 手 当

労働協約は、船員に対する各種の作業手当について、かなり詳細な規定を設けている。それを列挙すると、次の通りである。

i) 時化作業手当 漁業期間中船員は「出漁のために直接必要な船内準備作業」及び「紛失漁具補給作業」を無報酬で行わなければならないが、その他の「時化作業」には、日当の 2 分の 1 が支給される。但し、その作業が正午までの場合には「給食」が支給されるだけである（第 30 条 3 項、47 条 2 項）。

ii) 災害事故作業手当 各種の災害事故作業には、事故当日を除く翌日から日当が支払われる。但し、「当日上架翌日降ろし」作業の場合には、日当は 2 分の 1 とされる

(第 47 条 3 項)。

- iii) 休業期間中の日当 休業期間中の各種の作業には日当が支払われる。しかし、それは「職終り当日を除く」翌日から支給される(第 47 条 4 項)。
- iv) 労働時間・給食 作業労働時間は 8 時間を原則とし、定刻には食事が支給される(第 47 条 6 項)。
- v) 出張作業 銚子市外での「出張作業」には、交通費・宿泊費の他一割増しの日当が支払われる(47 条 8 項)。
- vi) 受領資格 作業日当は、作業に従事した者に限って支給される。なお、全ての作業日当は、最低保障給の算出計算項目には含まれない(第 47 条 5 項)。
- vii) 日当額は次の通りである(第 47 条 7 項)。

機関部関係	4,000円
甲板部関係	3,500円

なお、機関長手当については、別個の協定事項とされている。

4) 現物給付

- i) オカズ 船員には、一航海ごとの漁獲物から“オカズ”と称される「家庭惣菜用」の魚を持ち帰ることが認められている。“オカズ”は、協約上は「家庭惣菜用」のものとされているが、その実質は、船員各自がそれを売りさばいて小使い銭にあてるためのものであり、旧来からの慣習を協約上の一つの報酬にまで高めたものである。その配分量は、漁撈長がその時の航海日数・漁獲高等をみながら決定するが、通常は「高級魚を除き 1 名 2～3 キロ程度」とされている(第 48 条 3 項 9 号)。
- ii) 肥料 漁獲物中の雑魚は“肥料”と呼ばれ、漁期最終日に、船長または船内会計

係りのもとにプールされたその売却代金が全船員に対して平等に配分される(第 48 条 3 項 9 号)。

5) 慰労金

毎月末の会計時には全船員のための「船員慰労接待金」が 10,000 円支給される。また、年末日には「正月初祝接待慰労」金が、1 名あたり 2,000 円支払われる(第 48 条 4 項 11, 12 号)。

6) 臨時拾得物

出漁中の拾得物(イペリット弾——1 個 27 万円——)があった場合には、その金額を船主と船員とが折半するものとされる(第 48 条 4 項 8 号)。しかし、これは臨時収入であって、報酬とは言い難いものである。このため、この拾得物収入は最低保障給及び生産奨励金の算定項目とはされていない。

7) 船員貸借給与

船員に欠員が生じ、他船より船員を臨時に「依頼貸借」した場合には、「借用船は自船の其の時の水揚配当の航海手当と本勘定を月末会計時に給」し、さらに、一航海当り(板曳 1 泊、沖曳 1 日) 2,000 円以上を航海終了時に本人支払う。なお、これらの者の給与は「本籍船給与」とされる(第 49 条 2 項)。

以上が、沖底における報酬であるが、沖底では、この他にも「船員厚生費」制度が設けられている(第 45 条)。これは、各船の大仲経費より毎月 20,000 円がひかれ、それを一括して船員組合が「区分積立貯金」し、終漁期現在の船員に平等に配分するすのである。そして、「船員厚生費積立貯金は、その期末において各自別貯金に組替え更に 3 ケ年間保管」されることになっている。なお、途中下船者は、この船員厚生費に対する権利を失うものとされている(第

45条3項、第44条2項)。

また、他府県からの船員には、その往復に要する旅費及び「弁当代」が支給される(第46条)。

このように、船員への賃金、報酬等に関して、沖底ではかなり詳細な労働協約上の定めをしている。したがって、この点に関していえば、賃金配分そのものに関しては、船主もしくは幹部船員による裁量の余地は殆どない。また、歩合制賃金についての船員の評価も、「理にかなったやり方」とか「漁がなければ金が入らないのは仕方がない」と一応の評価を与えており、その額についても、「労働のわりには低い」という者もあるが、「底曳は会社づとめと同じで安定している」、「働けば必ず金になるということではない点が困るが、賃金が特に低いとは感じていない」、「現在では申し分ない」という見解が聞かれる。しかし、この反面、最低保障給の額に対する不満は根強い。特に沖底ではその航海が四泊五日程度に達することもあるために、「旋網の場合には時化の時に他のアルバイトで稼ぐこともできるが沖底ではそれもできない」ことから最低保障額の低さは深刻である。

ところで、先に紹介した水産庁漁政部による報告では、ここでの沖底における労働関係を「高度経済成長期を通じ、船員不足の情勢を反映して、中小漁業においても一般的に労働条件の近代化が進展したと言われているなかで、本漁業の状態は意外な感をもたざるを得ない」としてその遅れを指摘しつつ、次いで、「本漁業の場合、旧時の地縁的労働市場が依然として根強く温存されていること、中小漁業といっても40ないし50トン級による2ないし3日航海の小規模経営であることなどがその要因であると言えようが、少なくとも今後、航海手当だけで

も固定制とするように改善されてしかるべきであろう²¹⁾」としている。この報告は昭和51年当時の状態のものであるが、航海手当の固定給化については——但し幹部船員に限る——既に本稿で報告した通りである。

なお、この報告書は、労働関係に対する船員側の動向について「一応労働組合組織はあるにしても、ほとんどが地元出身者であるために船主との縁故関係が深い船員が多く、また、漁撈長を頂点とした船頭制も強く温存されていることから、労働諸条件についての近代化、合理化の要求は全般的に低調であり、旧来のものを踏襲する傾向にとどまっている²²⁾²³⁾」(傍点・引用者)ことを指摘する。確かに、沖底にあっては、船主は漁撈長を直接に雇うだけで、その他の船員については漁撈長にその権限が委ねられている。また、その漁撈過程においても漁撈長の権限は絶大である。しかし、他方、賃金配分に対する漁撈長の権限は——少なくとも表面上は——特にみられないのであり、また、漁撈長対船員間には陸上生活での身分関係の交際は見受けられないのである。したがって、ここでの船頭制の問題についてはなお検討を要する(この点については、3(i)で述べる)。

ロ) 旋網漁業(旋網)

旋網漁業における賃金支払形態は、沖底と同様最低保障付歩合制賃金である。その計算式は、次の通りである。

(外川)——(1)——

① 総水揚金－経費(*)＝手取水揚金

		[冬職]	[夏職]
② 手取水揚金	$\left\{ \begin{array}{l} \text{船主} \cdots 58\% \\ \text{船員} \cdots 42\% \end{array} \right.$	55%	48%

21) 水産庁漁政部「昭和51年度・漁業における賃金制度の調査研究(1)」p. 61。

22) 同上, p. 60。

* 経費…市場手数料・小揚料・生産調整組合費・調査船協力費・宿手数料(廻船の場合)・魚探記録紙代・氷代

(外川)——(2)——廻船の場合——

① (1)と同じ。

② 手取水揚金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{船主} \cdots 65\% \\ \text{船員} \cdots 35\% \end{array} \right.$

(銚子)

① 総水揚金 - 経費* = 雑水揚金

② 雑水揚金 $\times 0.1 =$ 航海手当引当金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{船主} \cdots 5\% \\ \text{船員} \cdots 5\% \end{array} \right.$

③ 雑水揚金 - 航海手当引当金 = 手取水揚金

④ 手取水揚金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{主船} \cdots 60\% \quad \begin{pmatrix} 70 \text{ t} \\ \text{以下} \end{pmatrix} \quad \begin{pmatrix} 111 \text{ t} \\ \text{型(鯖)} \\ (***) \end{pmatrix} \quad \begin{pmatrix} 111 \text{ t} \\ \text{型} \\ (***) \end{pmatrix} \\ \text{船員} \cdots 40\% \quad 65\% \quad 63\% \end{array} \right.$

* 経費…魚市場手数料・宿口銭・沖仕手数料・調整組合費・犬吠協力費・氷代

** 期間…9月1日~12月31日

*** " …1月1日~3月15日

(銚子)——(2)——廻船の場合

① 総水揚金 - 経費(*) = 雑水揚金

②…(1)と同じ

③… "

④… "

* 経費…市場手数料・宿口銭・仲仕代・調整組合費

これを沖底あるいは師崎でのパッチ網と比較すると、銚子市における旋網漁業にあっては、歩合給の算定基礎から、通常大仲経費の主要な部分を占める——そして、そのために大仲制がとられた——航海経費(食料代・油代・漁船・漁具費その他消耗品等の漁業用資材)が含まれていないことが注目される。しかし、既に紹介したように(注17参照)、銚子市における旋網漁業では、昭和30年代前半にもこのような単純歩合的の制度がとられていた²⁴⁾。

次に、船員取分の個々の船員に対する配当率は次のように定められている。

23) 我々の調査による沖底の雇傭形態は次表の通りである。

沖底底曳網漁業乗組員雇傭形態

番号	年齢	職階	来歴	出身地	紹介者		決定者		勤続年数	備考
						紹介者と本人との関係		紹介者と決定者との関係		
201	52	漁撈長	代々	銚子	知人	知人	船主	友人	14	漁撈長と3名が血縁関係 父が他船漁撈長、水産高卒 休漁期自営漁業 " 小型船舶アルバイト
03	29	甲板員・通信士	"	"	漁撈長	男	漁撈長	友人	5	
06	45	甲板員	"	"	"	知人	"	友人	3	
08	53	"	"	"	"	同級生	船主+漁撈長	友人	1	
301	48	漁撈長・通信士	"	"	知人	労組委員長	船主	友人	13	休漁期自営漁業、民宿 父が他船漁撈長、水産高卒 休漁期自営漁業 " 小型船舶アルバイト
02	60	機関長	一年	北九州・戸畑	"	"	"	友人	8	
03	49	船長	三代前	銚子周辺	乗組員	義弟	漁撈長	友人	6	
04	40	甲板員	代々	銚子	漁撈長	知人(近所の人)	"	友人	5	
05	42	"	"	"	旧乗組員	先輩	"	友人	7	
06	37	"	?	"	知人	"	"	友人	1	
07	42	"	?	"	乗組員	旧乗組員仲間の友人	"	友人	0	
501	43	漁撈長	代々	"	"	生	家	兄弟	27	乗船当時は他人が漁撈長 休漁期出稼(工場) 以前7年間乗船、休漁期海士 休漁期出稼、小型船舶アルバイト
04	56	甲板員	三代前	"	乗組員	知人	旧漁撈長	兄弟	16	
05	62	"	?	"	船主	"	船主	兄弟	3	
06	46	"	代々	"	漁撈長	友人	漁撈長	兄弟	1	
07	48	"	"	"	"	知人	"	兄弟	2	

平均≒48

平均7年間

24) 水産庁漁政部による先の報告では、この単純歩合制的の歩合制に着目して総水揚高基準への過渡的性格のものと評価しているが、この点から考えると疑問である。

(外川)

漁撈長	2.0	通信士	1.3
機関長	1.7	操舵手	1.3
副漁撈長	1.3	甲板員	1.0
船長	1.3	見習	0.8

(銚子)

漁撈長	2.0~2.5	通信士	1.4
機関長	1.7	操舵手	1.3~1.4
副漁撈長	1.7	甲板員	1.0
船長	1.5	見習	0.8

この他に、銚子地区では幹部船員に対して次の通り、各職階に応じた固定額の手当（月給と称する）が支払われる。

機関長	15,000円
船長	10,000円
局長	10,000円
船局長	15,000円
補機	5,000円

銚子地区では、労働協約によれば幹部船員以外にも「船主負担の歩附船員」という船主負担の手当が支払われる船員が予定されている。

以上の歩合賃金の他に、銚子市の旋網漁業では次のような各報酬が支払われる（銚子地区と外川とでは若干相違がある）。

- ① 仕度金（ステ）
- ② 奨励金（骨折^{ホネオリ}）
- ③ 作業手当
- ④ 整備手当
- ⑤ 廻船手当
- ⑥ 初出漁祝儀
- ⑦ 現場給付

次に、最低保障給についてであるが、この点については銚子地区と外川とではかなりきわだつた相違点を示している。

外川では、歩合による賃金が月8万円に達し

ない時は、その不足額を船主が補うものとしており、幹部船員に対してはその配当率に応じた額が支払われる。これに対して、銚子地区では、地元旋網の場合には、一般船員の歩合賃金が月8万円に達しない時はその不足額を船主が負担し、半月の賃金が4万円に達しない時はその不足額を仮精算として支給するものとされている。また、銚子では、時にはいわし旋網の他に鯖廻船漁業も同一漁撈体が行なうのだが、鯖廻船漁業の場合には、毎年9月1日より12月31日までの4ヶ月を通算して一般船員の勘定が50万円に満たない時はその不足額を船主が負担するものとされている。そして、銚子地区では役付船員および歩取り船員の最低保障給も配当率に関係なく一般船員と同額が支給される²⁵⁾。

最低保障給は、我々の調査時においては、両地区とも、公休・慶年休暇等を除く休業日3日迄の者に対して支払われることとされていた。そして、「欠勤者」とは、銚子地区では、冠婚葬祭、公休、公傷、病気、その他船主及び船の責任者の認めた事由以外の事由で、①出漁の目的で人廻りをした時に集合しなかった場合、②義務労働及び全員有給作業に参加しなかった場合、を原則とし、③届出のない公傷、病気、公休、特別休暇等は、やむを得ない事情がない限り原則として欠勤とみなすこととされていた。しかし、この規定は場合によっては船員にとって苛酷にすぎることがある。例えば、極端に、ある最低保障月の操業日数を25日、ある船員の病欠期間を4日間、そして、彼の出漁日21日間は全く水揚げがなかった、と仮定しよう。

25) 水産庁漁政部の報告では、これに注目して「固定給プラス歩合給への過渡的な段階の形態であると言ってよいであろう」と評価している（p. 66）。

この場合、彼の病欠について届出がなく、そして、それがやむを得ない事情によるものではないと認定されるならば、彼は欠勤4日間とみなされ、したがって最低保障は支給されず、しかも、彼の21日間の労働についても各種手当以外には何らの賃金も支払われないことになるのである。このためにか、我々の調査時以降、昭和52年10月13日に締結された労働協約では、欠勤者の定義についてはそのままではあるが、欠勤者については「最低保障に限り、欠勤した当日の勘定と欠勤一日につき3,000円ずつ差引くものとする」ことに改められ、その不合理性はかなり是正された。

しかし、この改正規定によっても問題となるのは、欠勤についての認定、すなわち、届出に関する“やむを得ない事情”の認定である。そして、その権限は、船主ではなく、船員にあるものとされている²⁶⁾。つまり、歩合制の下では、水揚金が船主と船員とに配分された後には、船員間での配分は船員の自由に委ねられるのであって、船主はそれについて関与しない。そして、それが後述する船頭制権力の制度的裏付けをなすのだが、銚子地区では、現在、それは船員間での協議で決めるものとされており、余程悪質な場合ではない限り欠勤にはされないという。そして、時として苛酷なものとなりかねないこの規定は、ベテランの船員ともなれば、その日の天候等を観れば好不漁の見当はつき、人廻りがされても不漁が予想される場合には勝手に休み他のアルバイトに行ってしまう、その結果、船員相互に不平等を生じるからだといわれている。

ところで、銚子市における最低保障給制は昭和26年頃から、船員の要求で、外川の旋網を除いて一応確立された。しかし、当時のいわし

旋網漁業における船員の平均収入額は12,500円であるのに対し、最低保障額は一般船員で7,000円、底曳網漁業では船員の平均収入額15,000円に対し5,000円が基準として支給されただけであった。そして、最低保障給に対する不満は、今回の調査でも常に指摘されたところである。

ところで、銚子地区での鯖廻船漁業の場合の最低保障給は4ヶ月通算で計算されるから、例えば、極端にいえば、歩合配当金がゼロの月が3ヶ月続いたとしても最後の日の歩合配当金が50万円を超えれば最低保障給の対象とはされないことになる。したがって、この場合、最初の3ヶ月に船主側が船員に対し何らかの仮精算をしたとすれば、その部分は最終的には清算されてしまうのであり、またこれとは逆に、最初の月に50万円以上の配当を受け、その後の3ヶ月がゼロであった場合には、ある場合には船員はいずれかでの借金によって糊口をしのげなければならぬことになる。つまり、かような場合には、最低保障とはいっても、その実質は、最低保障を次の航海で差し引き、あるいは漁期末の歩合手配金から清算するといういわゆる「ヌケ代」とたいした相違はないことになるわけである。そして、鯖廻船漁業の場合に限らず、銚子市における旋網船主側は、最低保障給に関して、このような数ヶ月精算を主張し始めているのである。

しかし、船主側のかような数ヶ月精算の主張は、実は最低保障給付歩合制に対する船主側の警戒に基づくものであることに注意しなければならない。すなわち、かような主張は、船員側

26) 私は、欠勤者の定義規定が労働協約に書かれていることから、当初はその認定権限が船主にあるものと誤解していた。

の最低保障給の引き上げの要求に対抗して主張される船主側の消極的な抵抗なのである。むしろ、船主側には、より積極的に歩合制賃金の廃止・固定給制度の導入を望む声も上がり始めている。特に、旋網漁業のように航海経費が船主負担とされている場合には、オイル・ショック以後の諸経費の高騰はかなりの負担を強いている。したがって、固定給制度の導入の方がむしろ経営の安定にはつながるとの思惑が働いているのである。しかし、この主張に対して、船員側には、豊漁時の高配当の誘惑や、さらには、「固定給だと時化の時にでも毎日陸上作業を行わなければならない、このようなことは奴隷制度である」という意見さえ聞かれることに注意しなければならない。そして、このような事実は、漁業労働賃金制度としての歩合制の問題を考えるうえで十分に考慮されなければならない問題のように思われる²⁷⁾。

2.3 歩合制賃金の諸問題

2.3.1 歩合制と船頭制

従来は、我国における漁業労働関係では、「船頭制」と呼ばれる特殊な形態が支配的なものであった。「船頭制」とは、簡単にいえば、船主と船員の間には船頭（漁撈長）が介在し、この船頭が船員の雇傭から漁撈作業の指揮監督、賃金の支払いの他船員の私生活上の問題までの一切を掌握する制度である。つまり、漁業においては、「一方においては、多くの漁撈作業が一時的に集中し、緊密に結ばれた、信頼しうる人のつながりを必要とする手労働体系に依存（し、他方）漁場や、魚群の発見というような、技術を習得するためには、ギルド的組織を必要とし、そうした組織は血縁的ないし地縁的なものである場合に完璧なものになりうる²⁸⁾」、要するに「作業組織が船頭を中心とした、人的つ

ながりによる技能体系により、構成されること²⁹⁾」が船頭制を採用させることとなった、といわれている。

しかし、船頭制は、かような地縁血縁的つながりを船主が掌握し得ない場合に、それにも拘らず船主側が上述の理由から何とかそれを維持しようとして導入した制度であった。すなわち、漁業経済史学者が指摘するように³⁰⁾、漁業における資本主義の発達は、在村網・船主層の没落にとって代わった商人層によって担われたのだが、旧網主とその網子・船子のような共同体的なヒエラルヒー関係をもたない商人層は、結局旧網元等を船頭として雇い、船頭のもつ地縁・血縁の関係を利用せざるを得なかった。そして、漁業の規模が大きくなり、従来の範囲から船員を集めることが困難となるに従って、船主は単に船頭を雇うことによって船頭の共同体的ヒエラルヒーを利用することが可能とされたのである³¹⁾。こうして船頭を頂点とする漁夫の集団は、それ自体が一つの職能集団としての地位を獲得する。だから、船頭制にあっては、船頭は船員の雇傭から解雇、賃金の支払いから私生活上の面倒まで一切が船頭の権限とされるのであって、船主は船頭を媒介とすることによってのみ船員と関係をもつのである。つまり、船頭制において、労働関係は、船主対船頭、船頭対船員という二重に分裂した形態を保つことになる。

27) 平沢教授の研究によると、漁業にとって歩合制度は本来的なものではなく、「歩合制度は漁業の発展の中で、資本が封建制を利用する一形態」にすぎず、明治以降むしろ固定給制から歩合制へ移行した例の多いことが指摘されている（平沢・前掲論文 p. 25 以下）。

28) 近藤康男「漁業経済概論」p. 103。

29) 同上書、p. 104。

30) 例えば、志村賢男「日本漁業の資本蓄積」、新川伝助「日本漁業における資本主義の発達」等を参照せよ。

31) 平沢豊・前掲論文 p. 25。

ところで、先にも指摘されたように、歩合制の発達は、漁業における資本主義の発達と密接な関係をもっていた。そして、船頭制もそうであった。つまり、船主が船員に対して直接規制力をもつような漁業の未発達な段階にあった時代には、代分け制のような賃金配分方法でも船主のもつ共同体ヒラルキーと結ぶことによって十分に船員を押さえることが可能であったが、漁船・漁具の発達が代分け制を許さなくなると共に、船主と船員との関係が資本の介在によって切り離されると、歩合制と船頭制とが相互に密接に結びつきながら登場してくるのである。すなわち、歩合制とは水揚の多寡によって船員の賃金が決まり、不漁の場合には賃金を支払わない制度であるから、そして、水揚の多寡は船頭の腕次第によるのであるから、腕の良い船頭は船主、船員の双方にとって共通の利益となる。逆に、不漁の場合には、船主は賃金の不払を船頭の責に帰し、船員は船頭の共同体の頂点としての地位を考慮して沈黙を守るというように、いずれにせよ船主は何らの負担なしに経営を維持し得るわけである。だから、歩合制を維持するためには船頭の権力が強大でなければならない。

そして、かつては、船頭は船員の賃金配分を決定するにあたって大きな裁量権限を持ち——船主は船員配当分を船頭に一括して手渡す——、船員への賃金の分配は船頭の胸三寸で決められていたのである。船頭のもつこの権限(歩付け)こそが、船頭権力の「不可欠な条件」もしくは「物質的基礎」³²⁾を形成していたのである。

さて、私はいままで、船頭制と、それと歩合制との結びつきについて、主に過去になされた先学の諸研究を参考としながら簡単に述べてきた。そこで、ここでは、現在これらの諸関係が

どのような存在形態を示しているかを、師崎と銚子での実態に即して検討しなければならない。

まず、第一に師崎についてであるが、ここでは固定給制度がとられ、歩合給部分については一種の生産奨励的な色彩をもつこと、そして、このような形態はその創業の当初から採用されていたことは先述した通りである。しかし、漁業における固定給制が本来的に近代的な賃金形態である、ということではできないことについては平沢豊教授の研究で明らかにされているし(前節注26参照)、また、師崎での実態調査は平沢教授の見解を裏付けるもののように思われる。というのは、ここでは、船員は殆どその全員が船主と地縁的血縁の関係にたつのであって、船主は船頭という媒介を通さずに船員間の人的結合を掌握できるからである。だから、ここでは船頭制を必要としない。そして、事実、船主は船員の賃金を自らが配分するのみならず、それを通して船員の家計の処理方法を指導し(銀行振込の存在)、または船員の家族を慰労している(歩合給における利子分の支給方法)。たしかに、漁業労働関係における固定給制度の採用は漁業労働力不足に悩まされた船主側の一つの妥協策であり、事実ここでの船主も漁業労働力の確保のために固定給制度を採用したのだが、その動機にはさらに船主の船員等に対する共同体的な保護者意識が存在するように——特に固定給の算定基準が独身者か妻帯者かによって定められていることなどは——思われる。つまり、ここでの固定給制は船頭制を止揚した結果とられたものではなく、むしろそれ以前の、

32) 川島武宜、潮見俊隆、渡辺洋三「漁業労働関係の法社会学的研究——三崎マダロ延縄漁業について——」p.15、潮見俊隆「漁業における労働関係」『農村と基地の法社会学』所収 p.181。

共同体における家父長的な漁撈体であることによって採用されたものといえるのである。

第二に銚子市についてである。ここでの沖底漁業の場合は、最低保障歩合制がとられ、また、船頭制が存在すると指摘されている。既に述べたように、ここでの船員の雇傭について漁撈長の権限は大きなものであり、漁撈作業における漁撈長の果たす役割も強い（ある船員は「漁業は漁撈長の腕次第なので、漁撈長に頑張ってもらって給料を多くとりたい」といっている）。しかし、他方では、陸上生活における漁撈長との関係について「昔は陸に上がっても、サキ（先）に立つ人には頭が上がりなかつたが、今では『陸に上がれば俺もダンナ』』というように、また、船員の私生活の問題についての相談相手として漁撈長を挙げた者が皆無であったことなどから、漁撈長個人が船員の私生活上の問題についてまで干渉している形跡は見受けられない。さらに、雇傭に関する漁撈長の権限についても、先の表（注23）で明らかなように船主自らが採用する場合もあり、また機関長等は機関士組合を介して採用されるといわれているように³³⁾、その雇傭についての権限も絶対的なものではない。特に船頭制権力の「物質的基礎」となる漁撈長による歩付けの権限が労働協約にとって代られ、結局漁撈長権力の基盤を失った現在でもなお船頭制が存在するといわれるのは何故であろうか。おそらくその解答は——調査がそこまで及んでいないので推測にしかすぎないが——漁業労働組合の性格にあるものと思われる。すなわち、ここでの「銚子漁船船員組合」は元来が沖底の漁撈長の団体を母体としており、したがって、この組合の運営を通して船頭制が形を変えて維持される可能性が高いのである³⁴⁾³⁵⁾。しかし、そうはいつでも、そ

もそも沖底のような従業員数が少なく、また、その雇傭範囲も殆どが地元の人間に限られている場合に、なお船主が船頭制を必要とするのかどうかには、多大の疑問が残る。しかし、それはともかく、ここでの船主はもとより³⁶⁾、船員も歩合制についてそれなりに好意的に評価していることに注意しなければならない。

次に、旋網漁業についてであるが、ここでの賃金形態も沖底と同様、最低保障付歩合制である。しかし、我々の調査対象となった漁撈体にあつては、漁撈長は全員が船主の家族であったことから、少なくともこの調査範囲では船頭制というものは論理的に存在し得ない。そして、次頁表にみられる通り、船員は船主と血縁関係にある者が多く、また、それ以外でも殆どの者が地縁関係によって雇傭されている。したがって、船主は船員を直接に把握し得るわけである。しかし、このことは、船主が船員に対して師崎でのように家父長的な関係に立っていることを意味するわけではない。ここでの乗組員は沖底からの下船者が多く、また、年齢も50歳代の者が主流を占めている。しかし、それでも船主は労働力不足に悩まされているのである。船員側では「船主との間に上下関係はないのだから、船主が気に入らなくなればよそへ行く」とか、「今の船主がいやになったからやめる」というように船主との関係を単なる雇傭上の関係として捉えている。だから、ここでは歩合制と船頭制との関係は捉えようがないのである。

33) 一橋大学依光ゼミナール編「銚子市における漁業労働の実態調査報告——旋網漁業・沖合底曳網漁業について——」。

34) かような事例については、潮見・前掲論文に報告がある。

35) 水産庁漁政部による前掲の報告書は「……漁船々員組合の組織的な活動が活発化することが最も重要な課題であると言えよう」としている（p. 61）。

36) 同上 p. 60。

旋網漁船乗組員雇傭形態

番号	年齢	職階	来往歴	出身地	紹介者		決定者		勤続年数	備考
						紹介者と本人との関係		紹介者と決定者との関係		
(外川) 601	52	機関長	代々	銚子・外川	義本	弟人	船主	兄弟	37	大学卒業 水産高校卒業
02	58	"	"	"	"	"	"	隣人	46	
03	37	漁撈長	"	"	"	生	家	"	15	
04	49	船長	"	"	"	生	家	"	34	
05	46	乗組員	50年	千葉県・館山	乗組員	知人	船主	"	27	
06	52	"	代々	銚子	船主(の弟)	"	"	"	30	
07	48	"	"	銚子・外川	船主	親類	"	"	32	
08	67	"	"	"	船主(の親)	知人	"	"	49	
09	52	機関長	"	銚子	乗組員	機関士仲間	"	"	27	
10	54	乗組員	"	銚子・外川	船主(の弟)	知人	"	"	10	
12	35	"	"	"	船主	親類	"	"	10	
13	61	"	"	"	乗組員	従弟	"	"	3	
14	42	"	7年	茨城県・波崎	本	人	"	"	1	
(外川) 01	35	機関長	代々	銚子・外川	船主	甥	"	"	21	
02	55	"	"	"	船長	?	"	"	8	
03	41	船長	"	銚子	"	生	家	"	10	
04	42	"	"	"	"	生	家(分家)	"	32	
05	60	乗組員	"	"	乗組員	妻の知人	船主	"	14	
06	54	"	28年	千葉県・大原町	友人	知人	"	"	5	
08	66	"	代々	銚子	船主	親類	"	"	38	
09	64	"	32年	千葉県・勝浦	本	人	"	"	6	
10	63	乗組員	約30年	?	船主	知人	人	"	5	
11	37	機関長	?	?	知	同級	生	親類	5	
12	66	乗組員	代々	銚子・外川	"	"	"	"	40	
14	64	"	"	"	"	"	"	"	1	
19	55	"	24年	?	親	類	"	?	0	
(銚子) 803	55	"	代々	銚子	乗組員	"	紹介者(?)	"	18	船主の弟
04	44	漁撈長	"	"	"	生	家	"	?	
05	64	乗組員	"	"	本	人	船主	"	9	
07	44	"	"	"	乗組員	知人	漁撈長	"	8	
08	47	"	10年	東	雇	頭	船主	"	10	
10	56	"	二代前	銚子	船	主	"	"	5	
13	58	"	33年	?	"	"	"	"	0	
(銚子) 1101	47	漁撈長	代々	銚子	"	生	家	"		
02	52	漁副長	"	"	本	人	船主	本家		
03	60	乗組員	40年	茨城県・鹿島	"	"	"	父の知人		
04	44	竿張	"	銚子	乗組員	親類	"	"		
05	38	機関長	二代前	"	"	"	"	"		
06	52	乗組員	代々	"	"	知人	"	"		
07	54	機関長	31年	宮城県・茨城	船主(妻)	親類	"	"		
12	52	乗組員	7年	塩釜県・波崎	(旧)乗組員	知人	"	"		
14	44	"	12年	福島県・いわき市	本	人	"	"		
909										
10										

平均 51.57 才

そして、最後に、船頭制は昭和 37 年以降の労働力不足の深刻化と共に、現在では殆どが解消している、といわれていること³⁷⁾、しかしなお歩合制度は存続していることに注意しなければならない。すなわち、この事実は、歩合制と船頭制との相互の関連性について従来の理論の再検討を迫っているのである。

2.3.2 大仲経費

漁船・漁具の発達によって航海経費がかさむようになると、単純歩合制は大仲歩合制へと移行する。つまり、船主は航海経費等を大仲経費として差し引くことによって経営支出の優先的確保を図れるわけである。そして、単純歩合制から大仲歩合制への移行は、漁業労働にも質的な変化をもたらすこととなった。

単純歩合制の下では、漁業経費は船主が負担することから、船員はただ水揚を上げることにのみ没頭していればよかった。だから、船主は、単純歩合制の下でも、船員を水揚の向上に追いたて、陸上にいながらにして海上の作業を監督することも可能であった。しかし、その反面、船員はそのために燃料、飲料等を濫費してでも水揚の増大をはかろうとする、というマイナス面も生じていた。単純歩合制が大仲歩合制へと移行し、航海諸経費が水揚金額からまず差し引かれその余を配分することになると、諸経費支出の増大は、当然に歩合配分額の減少をもたらすことになる。このために、大仲歩合制の下では、船員は、漁獲量の増大をめざす一方、経費の削減にも気を配らなければならなくなる。したがって、船頭の役割も、単に船員を漁獲量の増大へ向けて監督するばかりではなく、経費の節約を船員にはからせるという、労働の質の面での管理をも果たすことが要求されるようになる。大仲歩合制の下での腕の良い船頭と

は、したがって最小の経費で最大の水揚を上げる船頭ということになるが、船員の側からみれば、それは単純歩合制の下での労働時間の延長に加え、労働強度も増大されたことを意味する。したがって、船頭権力は以前にも増して強大なものとなさなければならないのである。このために、大仲歩合制の下では、船頭に対して船主はより以上の好遇を示すことになる。例えば、船主は自らの取分から幹部手当てを船頭等に支払い、これによって優れた船頭を確保し、また、その権力の向上をはかるのである。銚子市における沖底での幹部船員への「五分金」は、これを制度化したものと言えよう。

ところで、大仲歩合制の下では、大仲経費に何を含ませるかが問題となる。元来、「大仲」とは“仲間もち”という意味であって³⁸⁾、航海経費等は船主・船員が共に負担するという、一種の共同経営幻想の所産であるが、現実には船主が負担すべき経費のみが持ち込まれていることや、その支出が正しく計算されているかどうかをめぐって船員・船主間に縷々紛争がくり返されることになる。このために、運輸省海運局では「歩合金の算定基礎を直接総水揚高に置くこと。ただし、直ちに改めることが困難な場合は、総水揚高から市場手数料を差し引いた残高を算定基礎とすること」との行政指導を行なっている（前出、昭 41 員基 663）。しかし、昭和 52 年度の漁業労働賃金調査報告によれば、約 75% が大仲歩合制をとっている（沖底では 86%）。

ところで、我々が調査した師崎および銚子市では、いずれも何らかの意味での大仲経費制がとられているのだが、銚子市の旋網では経費と

37) 平沢・前掲書 p. 134。

38) 平沢・前掲書 p. 135。

して差し引かれるものは市場手数料、宿口銭等の他若干のものに限られ、航海経費が含まれていないことが注目される。これに反し、師崎では航海経費の他に、保険金、退職積立金、賞与積立金から冠婚葬祭費までが含まれている。

2.3.3 歩合制と共同経営幻想

歩合制の下では、漁獲高を船主と船員とで分配する形をとること、特に大仲歩合制では航海経費を差し引くことから、配分対象となる手取水揚金は外見上利益金に近く、したがって、利益を船主と船員とで分け合うという共同経営的な色彩をみせることがある。このことから、歩合制下における漁業は、船主と船員との共同経営である、という主張がかつてなされた。つまり、船主は漁具・漁船の出資者であり、船員は労務の出資者であるというのである。そして、この論理に即して、昭和24年長崎県が旋網船員を旋網漁業の共同経営者と認定し事業税を課したために、その取消を求めて労働組合が争った事件があった。裁判所は一審・二審とも労働組合の主張を認めた。控訴審での裁判所の判断は次の通りである。すなわち、裁判所は、①網主が漁船・漁具その他出漁のための資材を調達提供し、網主の負担において経営上所要の資金を出し、船頭、船長を雇傭し、その上で舟子を雇い入れている事実、②舟子による労働組合が結成され、船主等と労働協約が締結されている事実、③漁業の生産手段は全て網主が負担するのに対し、舟子は単に労働力のみを提供し、網主の雇人でありその委任を受けた船頭の指揮の下に沖作業に従事している事実、④漁獲物の所有権は網主に存し、その処分も専ら網主においてなし、網子はこれに関与しない事実、⑤水揚高から5割5分を網主、4割5分を網子に各分配し、網子はその4割5分の中から、その出稼

率に応じ、所定の報酬の支給を受けている事実、⑥不漁の場合は網子に対しては最低保障給が支給され、仲持経費は網主の負担となり、経営上の損失は全部網主において責任を負担している事実、⑦網子の下船が民法上の組合の規定に従ってなされるとは解し難い事実、等を認定した。そして、その認定の上で歩合制は、「共同事業などの利益の分配方法として、支給されるものではなく……網主の立場から如何に網子に、意のままに働かせ得るかという手段として採られている賃金の支払形態である」、「乗組員は全く不漁の時でも収入がない(……)だけで、それ以上経営の損失までは負担しない。換言すれば、不漁で経営が赤字の時は、賃金を払わないという賃金形態である」として、長崎県側の主張を排斥している(福岡高判、昭27. 1. 19, 行例集3一補一2655)。

そして、我々の調査時においても、船員が歩合制を、共同経営による利益配当金と考えているような事実は見られなかった。この点では、船員は、船主との関係を雇傭者・被傭者として把握しているといえよう。銚子の沖底の船員労働組合長は、組合活動の最大の功績を、船員に労働者意識を植えつけたことだとしているのである。

3. おわりに

前節で述べたように、歩合制共同経営説に関する長崎県側の主張は裁判所によって排斥された。そして、この判決は全く正当である。それは疑いようもない。しかし、それにも拘わらず、長崎県側の主張の中には、歩合制を共同経営に附会しようとする点を除けば、漁業労働関係について、現在でも考慮されるべき多くの問題点が多分に含まれているように思われる。参

考のために、長崎県側の歩合制度に関する主張を要約すると次の通りである。

① 網子の所得は、事業の収益に比例して増減し、労働の量に比例しない。したがって、それは労働力の売買ではない。

② 出来高払賃金はまた割増賃金にあっては基本給または固定給が定められるのが通常であるのに対し、歩合制にはかようなものはない。最低保障給は、その額が極めて低くまた、網子が出漁しない場合には支給されないのだから固定給とはその性質を異にする。さらに、出来高払賃金の増減は、労働の質と量とに比例するのに対し、網子の収益は労働の質と量とに比例するのではなく、もっぱら漁業装備の良否、経営の巧拙、漁撈技術の熟否、漁獲高の多少、魚価の高低その他諸種の要素の複合によって生じ、労務の成績とは関係がない。

③ 網子は漁業に於ける特殊の経験者、技術者であり、網子はこれらを提供し、船主が漁船等を提供することによって両者で漁業を営む。

④ 網子の損失の分担についてであるが、不漁の結果その出資した労務の相当賃金に達しない時は、網子はその差額だけ事業の損失を負担することになる。最低保障は網子の損失分担の限度を定めるものである。

⑤ 本件に於いて、網主は営業部門を担当し、船頭は漁撈なる作業部門を担当し、各その部門に属する業務について執行権を有する。舟子は何れの業務についても執行権はないが、それは舟子の事業主たることを妨げない。

⑥ 共同事業主の一員が同時に従業員として他の共同事業者の指揮を受けることは通例である。舟子は船頭の指揮を受けるが、それは舟子の事業主であることを妨げない。

⑦ 共同事業においては業務の実権が何人にあるかということと、事業主は誰かということは別個の問題である。網主が物的資本の出資者であり、営業業務を担当し、社会的経済的に有力であり、伝統的

勢力を持つことの故に、網子に対し事実上の圧力を有し、事業全部について、実権を握っていることが考えられる。しかし、そのような事実があり、網主が本件漁業の全面に亘って事実上の支配を行うものであるとしてもそれが網子の単独事業主であることの理由にならない。

⑧ 網子は業務の執行を網主に委せてあるが、事業自体の根本問題については、これが決定に参加する権利を有する。

⑨ 労働協約の存在をもって網主と網子との関係を雇傭であるということはできない。この労働協約はむしろ労務提供の条件の準則を定めた「カルテル」の一種とみるべきであり、それは労務出資契約である。

⑩ 網子が網主に雇傭される者ならば、労働基準法が適用されるべきなのにその適用がない。本件事業は、現段階においては、賃金制度に親しむ程度に発達していない。

⑪ 網主と網子との関係について、労働行政の面では網子を労働者とみなすを至当とする場合があるが、それ故に網子を雇傭による労働者とすることはできない。

既に述べたように、私は判決を正当と評価するし、長崎県側の主張には無理があることを充分に承知している。しかし、本稿の視点より重要なのは、歩合制の下での漁業労働関係では、まさに長崎県の主張のように、現在でも船員の賃金は、労働の質と量とによって定まるのではなく、もっぱら漁船装備の良否、経営の巧拙、漁撈技術の熟否、漁獲高の多少、魚価の高低その他諸種の要素の複合によって決められる、ということであり、そして、それにも拘わらず、歩合制それ自体の存続は船員の側でもこれを望む声がある、という事実である。

また、船主が社会的、経済的伝統的勢力を背景に船主が船員に対して事実上の圧力を行使し

ているとしか考えようのない、どう考えても船主負担であるべき筈の経費が大仲経費の中に組み入れられている師崎での事実である。

従来の学説では、歩合制と船頭制とは表裏一体であり、切り離して考えることはできない、といわれていた。しかし、船頭制は殆ど崩壊しているといわれる——そして、我々の調査でもそうであった——現在でも、歩合制はなお存

在しているのである。そして、かような事実は、少なくとも沖合漁業における漁業労働関係について、特に歩合制の問題について、現実の漁業および漁村の構造に即した根本的な再検討を迫るものといえよう。

(さんべ なつお
電力経済研究部
立地環境研究室)